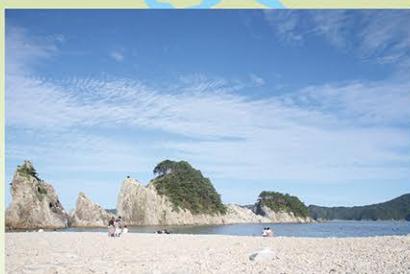
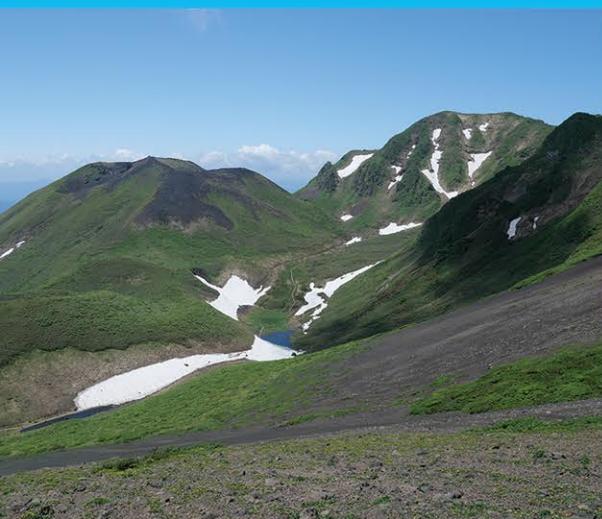


# 東北地方環境事務所

## 業務概要



デコ活  
くらしの中のエコろがけ

みちのく潮風トレイル  
Michinoku Coastal Trail

National  
Parks  
of Japan



環境省  
Ministry of the Environment



## 地域脱炭素

地域脱炭素創生室では、二酸化炭素などの排出実質ゼロ（カーボンニュートラル）と地域活性化の同時実現を推進する、地域創生の支援に取り組んでいます。

温暖化対策／カーボンニュートラル／再生可能エネルギー／省エネ／ESG



## 資源循環

資源循環課では、廃棄物の不法投棄や不法輸出入をなくし、地方公共団体と一緒に3Rや適正処理の推進、自然災害により発生した災害廃棄物の自治体支援に取り組んでいます。また、東京電力福島第一原子力発電所の事故により放出された放射性物質に汚染された廃棄物の処理を進めています。循環型社会／リサイクル／不法投棄／有害廃棄物の輸出入／指定廃棄物



## 環境保全対策

環境対策課では、地域の自主的な環境保全活動の取り組みを推進し、環境パートナーシップの構築、気候変動の影響への適応の推進に取り組んでいます。ほか、環境影響評価の審査等を行っています。

気候変動適応／環境教育・環境保全活動／公害・化学物質／環境影響評価



## 自然環境の保全

国立公園課では、重要な自然景観や多様な生態系の保全・再生に取り組み、地域の自然や文化に親しむための施策を展開しています。

国立公園／世界自然遺産／自然とのふれあい



## 野生生物の保護管理

野生生物課では、地域の産業や生活との共存を図りながら、多様な野生生物の保護管理を行うとともに、外来生物対策等に取り組んでいます。

野生生物／外来生物



## 自然環境の整備

自然環境整備課では、国立公園等における自然環境整備を推進するとともに、適切な保全管理に取り組んでいます。

国立公園・世界自然遺産／自然再生

# 地域脱炭素創生室

地域活性化とカーボンニュートラルの同時実現を推進する地域支援

TEL 022-207-0734

## 業務内容

政府は、「2050年カーボンニュートラル」、そして「2030年度に温室効果ガスを2013年度から46%削減、さらに50%の高みを目指すこと」を宣言し、我が国の目標としました。全国でも多くの地方公共団体がゼロカーボンシティ宣言を行うとともに脱炭素に向けた取組を進めています。

地域脱炭素創生室では、地域活性化とカーボンニュートラルの同時実現を推進することを目的に、次のような取組を行っています。

### 地域脱炭素ロードマップに基づいた取組を支援

2021年6月に策定された「地域脱炭素ロードマップ」に基づき、地域脱炭素の取組が地域の成長戦略にも資するように、東北6県、全227市町村、金融機関、企業、民間団体等に対し支援しています。



脱炭素に関する打合せ

### 地方公共団体に対する支援

2050年カーボンニュートラルに向けて民生部門の電力消費に伴うCO<sub>2</sub>の排出の実質ゼロを実現するという「脱炭素先行地域」の創出や、自家消費型の太陽光発電等の重点対策等への支援のほか、職員向けのセミナー・勉強会を通じた気候変動対策の意識醸成等を実施しています。



農業型太陽光発電

### 金融機関・企業への支援

世界ではESG投資の動きが広がり、環境を含むESG要素に配慮した投資が進んでいます。RE100やRE Action等の宣言を行う企業や脱炭素経営に取り組む企業が増えている中、自社のみならずサプライチェーン全体での環境配慮が求められています。変革を進めたい金融機関・企業への支援を行っています。



地方公共団体・金融機関・企業等への講演



再生可能エネルギー（陸上・海上風力発電）



イベントにて身近な気候変動対策を呼びかけ

### 地球温暖化対策推進法に基づく 地域資源（再エネ）の活用を支援

2050年カーボンニュートラル目標等を踏まえた、各地方公共団体による温室効果ガス排出削減目標の設定への支援や、改正地球温暖化対策推進法に基づく環境や地域に配慮した形での再エネ導入促進区域の設定を支援しています。

### 脱炭素に向けた情報発信や普及啓発

「デコ活」（脱炭素につながる新しい豊かな暮らしを創る国民運動）の展開や地域脱炭素の取組の推進、脱炭素経営の促進等を行うため、各種セミナーの開催や地方公共団体や民間団体等が主催するイベント等への参加など、脱炭素に向けた情報発信や普及啓発に取り組んでいます。

## 業務内容

### 大規模災害への備え

東日本大震災以降、日本列島は様々な自然災害に見舞われています。東北地方も過去に経験をしたことのない台風や、宮城県、福島県沖地震によって、大量の災害廃棄物処理が発生し、各自治体が主体となって処理を行いました。

生活環境保全のために欠かせない災害廃棄物処理を、迅速にかつ適正に行うため、自治体における災害廃棄物処理計画の策定支援を行うと共に、人材育成や全国的な支援体制を整え、自然災害への備えを強化しています。



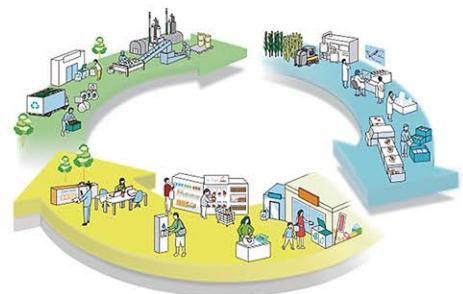
宮城県丸森町金山小学校

### 循環型社会の構築

これまでの大量生産、大量消費、大量廃棄型の経済社会から、環境への負荷をできるだけ低減させる循環型社会の構築を目指して、廃棄物の発生抑制(リデュース:reduce)、再使用(リユース:reuse)、再生利用(リサイクル:recycle)の、いわゆる3R(スリーアール)の取組を進めています。

令和4年に施行された「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」では、プラスチックを資源として循環利用するシステムを構築し、プラスチック廃棄物を減らす取り組みを行っています。

プラスチックは  
えらんで減らしてリサイクル



### 廃棄物の適正管理

産業廃棄物の不法投棄や不適正処理の防止等を目的として、管内の自治体等と協力して、地域のパトロールや調査を行うとともに、不法投棄の常習地域に監視カメラの設置を行うなどの取組を進めています。

また、国際的な廃棄物問題を防止するために、特定有害廃棄物等の輸出入に関する事前相談に対応しているほか、管内の各税関と協力して不適正な輸出入がなされないよう監視を行っています。



関係機関と協力して、不適正処理の未然防止に努めています。

# 指定廃棄物対策チーム

放射性物質に汚染された廃棄物対策

TEL 022-212-5411

## 業務内容

### 指定廃棄物の指定等

放射性物質汚染対処特措法に基づき、放射能濃度が8,000Bq/kgを超えるものとされ、環境大臣が指定したものは、指定廃棄物として国の責任のもと、適切な方法で処理することとされています。

このため、指定廃棄物の指定を行うとともに、国に引き渡されるまでの間、指定廃棄物を保管している一時保管者が適正かつ安全に保管できるよう支援を行っています。



指定廃棄物の保管庫

### 指定廃棄物の処理

放射性物質汚染対処特措法に基づく基本方針において、指定廃棄物は発生した県内で処理することとされています。宮城県では指定廃棄物の長期管理施設を整備することとされており、候補地として県内の3ヶ所が選定され、詳細調査を開始しました。今後は詳細調査を実施して、なるべく早期に施設を設置し、一時保管されている指定廃棄物を適正かつ安全に処分することとしています。

また、放射能濃度が8,000Bq/kg以下に減衰した指定廃棄物については、一時保管者からの申し出により指定を取消し、処理へ向けた支援を行っています。

### 8,000Bq/kg以下の農林業系廃棄物の処理

放射能濃度が8,000Bq/kg以下の廃棄物は、廃棄物処理法に基づき、一般的の廃棄物と同様の方法で処理することができます。宮城県では、8,000Bq/kg以下の農林業系廃棄物の焼却処理が行われています。

焼却処理の開始に合わせて、モニタリングポストにより空間線量率の測定が行われており、測定結果は環境省のホームページを通じ、関係市町村や地域住民の皆さまへ情報提供されています。



保管庫内の指定廃棄物 (稻わら)

### 放射能汚染廃棄物に関する理解の促進

指定廃棄物をはじめ、放射性物質に汚染された廃棄物については、その適正かつ安全な保管や処理方法が関係法令やガイドラインに定められています。

放射能汚染廃棄物の保管や処理方法について情報提供を行い、正しい理解の普及に努めています。



保管庫内の指定廃棄物 (浄水発生土)

コラム

### 放射能濃度8,000Bq/kgの基準について

指定廃棄物に指定される基準は、セシウム134とセシウム137の合計値が8,000Bq/kgを超えるものとされています。この基準は、平成23年6月に原子力安全委員会が示した追加被ばく線量の目安（年間1ミリシーベルト）を満足し、周辺住民と作業員のいずれにとっても安全が確保できるものとして定められています。



モニタリングポスト

# 環境対策課

気候変動対策、環境保全活動・環境教育の推進、環境影響評価

TEL 022-722-2873

## 業務内容

### 気候変動適応の推進

「気候変動適応法」では、現在生じている、また将来予測される気候変動の影響による被害の防止・軽減等を図るため、国、地方公共団体、事業者及び国民が気候変動適応の推進のために担うべき役割を明確にしております。

環境対策課は、東北地域における気候変動適応を推進するため、次のような取り組みを行っています。

### 地方公共団体の取り組み支援

気候変動適応法第4条では、地方公共団体の責務として、地域における気候変動適応に関する施策を推進するよう努めることとしております。

当事務所では、気候変動適応東北広域協議会を設置し、地域気候変動適応計画策定のための研修会の開催や個別の相談の受付など、東北地方の地方公共団体の取り組みを支援しています。



学生セミナーのグループワークの様子

### 普及啓発活動

事業者や国民の取り組みを支援するため、地方公共団体等が主催する環境関連イベント等への参加や各種セミナーの開催など、地域における気候変動適応の推進に向けた普及啓発活動に取り組んでいます。



フォーラムの様子

### 環境保全活動・環境教育の推進

気候変動対策や地球温暖化の防止、自然環境の保全・再生等の環境保全上の課題解決においては、環境教育の振興や体験機会、情報の提供が不可欠です。

環境対策課では、環境保全活動の促進、環境教育を推進するため、次のような取り組みを行っています。



ESDfor2030学び合いプロジェクト

### 環境パートナーシップ支援拠点、環境教育の推進

環境省では、地域でのパートナーシップ形成促進拠点として、環境パートナーシップオフィスを全国に設置し、これらのネットワーク化を推進しています。

当事務所では、「東北環境パートナーシップオフィス」(EPO東北)を拠点整備し、環境・パートナーシップに関わる情報提供や課題の意見交換会等を通じて、行政・NPO・企業等の協働による取り組みを支援しています。

また、上記オフィス内に「東北地方ESD活動支援センター」(東北ESDセンター)を設置し、ESDの視点を取り入れた環境教育(ESD環境教育)を推進するため、地域が必要とする取組支援や情報提供を行っています。更に、ESD環境教育プログラムの作成・整備を行い、地域での環境教育の実践等をサポートしています。

\*ESD : 持続可能な開発のための教育 (Education for Sustainable Development)

東北環境パートナーシップオフィスHP : <http://www.epo-tohoku.jp/>



風力発電所設置現地調査

### 環境影響評価(環境アセスメント)に関する取り組み

「環境影響評価法」では大規模開発事業等を行う場合、事業者は工事に先立ち環境影響を調査、予測、評価した図書(配慮書、方法書、準備書、評価書等:アセス図書)を作成し公表することが義務づけられており、環境大臣はアセス図書の内容に対して意見を述べることができます。

環境対策課では東北地方環境事務所管内で実施されるアセス対象事業について、大臣意見の作成等のため、環境省本省と共同して現地確認や地域情報収集、図書内容の確認、事務所意見の提出等の業務を行っています。

### 公害・化学物質対策等

大気汚染防止法、水質汚濁防止法及び土壤汚染対策法等の公害規制法令に基づき、人の健康や生活環境への被害が生じることを防止するため緊急の措置が必要と判断された場合、他の行政機関や地方公共団体との連携を図りながら、これらを防止するための対応を行います。

また、土壤汚染対策法に基づく指定調査機関の指定や石綿健康被害救済制度に係る相談及び申請受付等を実施しています。

# 国立公園課

国立公園の保全と利用の促進、世界自然遺産の保護、自然ふれあい活動の実施 TEL 022-722-2874

## 業務内容

### 国立公園の保全と利用の促進

国立公園は、日本を代表する傑出した自然の風景地として、自然公園法に基づき環境大臣が指定しています。東北地方には十和田八幡平国立公園、三陸復興国立公園、磐梯朝日国立公園があります。いつまでもこの美しい風景を守り、多くの方に楽しんでもらい、生物多様性の確保に寄与するため、さまざまな取組を地域の関係者の協力を得ながら進めています。

#### 自然環境を守るため

国立公園の風景や生物多様性を守るために、開発規制や現地パトロール、地域の方々と連携した外来種防除等を実施しています。



磐梯朝日国立公園における現地パトロール



十和田八幡平国立公園における外来種(オオハンゴンソウ)防除の取組

#### 快適な利用のため

国立公園を訪れた方々がより快適に自然を楽しめるよう、地域と連携した清掃活動やマイカー規制等を実施しています。



三陸復興国立公園におけるボランティアと連携した美化清掃活動



十和田八幡平国立公園における渋滞対策の取組

#### より深く楽しむため

国立公園の魅力を多くの方々に知っていただくために、自然とのふれあいイベントを実施しています。



三陸復興国立公園における自然観察会



磐梯朝日国立公園における小学校での出前授業

#### 国立公園満喫プロジェクト

快適な利用環境の創出や魅力的な体験型コンテンツの充実などに取り組み、国立公園を世界水準のナショナルパークとして磨き上げ、国内外のすべての人々が訪れたいと憧れる旅行目的地にすることを目指して「国立公園満喫プロジェクト」を実施しています。  
※<https://www.env.go.jp/nature/mankitsu-project/index.html>



このプロジェクトの一環で、たとえば磐梯朝日国立公園では、現地の石を使った登山道の補修の取組などを実施しています。

### 自然環境保全地域の管理

自然環境の保全や生物多様性の確保のために、自然環境保全法に基づき、優れた自然環境を維持する地域を指定し、開発行為等を規制しています。東北地方では早池峰、和賀岳、白神山地の3箇所を指定しています。

### 白神山地世界自然遺産地域の管理

世界遺産とは、人類共通のかけがえのない財産として、将来の世代に引き継いでいくべき宝物です。昭和47年にユネスコで採択された「世界遺産条約」によって、世界各地の文化遺産と自然遺産が登録されています。

白神山地は、東アジア最大の原生的なブナ林と多様性に富んだ森林生態系が評価され、平成5年に自然遺産に登録されました。将来にわたり、その価値を保全するために管理計画を定め、科学的知見に基づいた管理を行っています。

### みちのく潮風トレイル

青森県八戸市蕪島から福島県相馬市松川浦までの太平洋沿岸をつなぐロングトレイル（長距離自然歩道）です。東日本大震災からの復興プロジェクトの一つとして、令和元年6月に全線が開通しました。



海岸段丘の大断崖や入り組んだリアス海岸など多様な自然景観、四季折々の豊かな食、地域の暮らしや文化、継承されてきた津波や震災の記憶などを感じられる道です。

歩く旅ならではの、ハイカー同士の交流や、地元の人との出会いも楽しみのひとつです。

みちのく潮風トレイル  
Michinoku Coastal Trail

### 白神山地世界自然遺産地域の管理体制

**科学委員会**  
科学的な知見に基づく助言を行  
う有識者委員会

**地域連絡会議**  
関係行政機関の連携・調整の場  
助言

関係行政機関  
モニタリングや取組みを実施

**地域の関係団体  
大学(研究機関)  
ボランティア**  
遺産地域の巡視、調査研究、自然体験、普及啓発など

# 野生生物課

生きものと共生する環境をめざして

TEL 022-722-2876

## 業務内容

### 希少な野生動植物種の保護

絶滅のおそれのある野生動植物種の保存を図るため、「国内(国際)希少野生動植物種」の捕獲・採取、譲渡・譲受、流通・取引などの規制・監視を行っています。

また、国内希少野生動植物種であるイヌワシとチョウセンキバナアツモリソウの個体数の維持・回復を図るために保護増殖事業を関係者と協働して実施しています。



イヌワシ(幼鳥)

### 野生鳥獣の保護及び管理

オオセッカなどの希少鳥獣の生息・繁殖地やマガノなどの渡り鳥の大規模渡来地の保護を図るため、東北地方では16か所の国指定鳥獣保護区が指定されています。

一方、増えすぎたニホンジカ、カワウなどによる生態系や農林水産業の被害、市街地に出没するツキノワグマ等による人身被害の防止を図るために、野生鳥獣の管理を地域の関係者と協働して進めています。

#### 国指定鳥獣保護区

国際的又は全国的な鳥獣保護の見地から重要な区域を環境大臣が「鳥獣保護区」として指定しています。

なお、生息地・繁殖地等として重要な区域の保護を図るために、鳥獣保護区内に一定の開発行為が規制される「特別保護地区」を指定しています。



鳥獣保護区に指定している  
日出島(岩手県)

#### ラムサール条約湿地

ラムサール条約は、国際的に重要な湿地の保全と賢明な利用を進めることを目的とした条約です。「湿地」には人工湖、水田、浅海域等も含まれ、東北地方では「仏沼」(干拓地)、「蕪栗沼・周辺水田」(沼・水田)、「志津川湾」(海域)など、6か所の湿地が登録されています。



マガノ

### 外来生物対策



オオクチバス

「特定外来生物」であるセイヨウオオマルハナバチ、オオクチバスなどの飼養、栽培、運搬、輸入等の規制や防除措置によって、特定外来生物による生態系への被害防止、生物多様性の確保、人の生命・身体の保護並びに農林水産業の健全な発展を図っています。

また、特定外来生物による生態系への被害が生じている国立公園や希少生物の生息地等においては、地域の自治体や関係者の方々と協働の上、防除措置を実施しています。

### 野生鳥獣保護や普及啓発のための施設



#### 森吉山野生鳥獣センター

国指定森吉山鳥獣保護区の貴重な野生鳥獣やブナ林などの優れた自然環境について、生物の模型や写真・ハイビジョン映像などの展示・解説を通して訪れた方々に知りたい方ための施設です。6月から10月までの開館時には、クラフト製作体験やセンター周辺の自然を活用した観察会なども定期的に開催しています。



#### 猛禽類保護センター (鳥海イヌワシみらい館)

全国に8か所ある野生生物保護センターの一つで、国内希少野生動植物種に指定されているイヌワシをはじめ、猛禽類に関する映像、模型、剥製などを通年で展示・解説しています。野外での自然観察会等も行っており、展示とあわせて猛禽類の保護に関心を持ち、学習していただくための広報・普及を図る拠点施設です。

# 自然環境整備課

自然と共生する社会をめざして

TEL 022-722-8202

## 業務内容

### 自然公園等整備事業

自然とのふれあいを求めて訪れた人々が、自然に学び、自然を安全かつ快適に体験できるよう、国立公園の利用に必要な施設の整備や、自然環境保全のための施設の整備を行っています。

#### 風致を維持する必要性が高い 地域における公園事業

国立公園の優れた自然風景地を保護するため、自然への影響を軽減して利用する施設として、登山道やトイレなどを整備しています。

#### 利用拠点における公園事業

国立公園の利用拠点として、ビジターセンターやキャンプ場などの公園利用施設を整備しています。

#### 長距離自然歩道

利用者への情報提供や安全確保のため、トレイルセンターや標識などを整備しています。

#### 自然再生事業

自然生態系が消失、変容した箇所の自然環境の再生・修復を実施しています。

#### 施設の長寿命化対策

インフラ長寿命化計画に基づき自然公園等施設の戦略的な維持管理・更新を推進するための長寿命化改修等を実施しています。



三陸復興国立公園(牡鹿半島ビジターセンター)



十和田八幡平国立公園(鳶沼展望デッキ)

十和田八幡平国立公園(休屋北駐車場トイレ)

# 東北地方環境事務所の組織

東北地方環境事務所は、東北地方における環境省の地方支分部局です。主たる事務所が仙台に設置されています。

## 東北地方環境事務所

〒980-0014 仙台市青葉区本町3-2-23 仙台第二合同庁舎6F URL <https://tohoku.env.go.jp/>



課名等	電話
地域脱炭素創生室	022-207-0734
総務課	022-722-2870
資源循環課	022-722-2871
指定廃棄物対策チーム	022-212-5411
環境対策課	022-722-2873
(石綿健康被害救済受付)	(022-722-2867)
国立公園課	022-722-2874
野生生物課	022-722-2876
自然環境整備課	022-722-8202



地下鉄南北線「勾当台公園」駅下車徒歩5分

## 国立公園管理事務所、自然保護官事務所の役割

国立公園管理事務所、自然保護官事務所は地方環境事務所の出先機関として、自然環境の保全・管理を最前線で担う事務所です。

国立公園管理官、自然保護官（レンジャー）や自然保護官補佐（アクティブ・レンジャー）が常駐し、国立公園や国指定鳥獣保護区の管理、希少野生生物の保護増殖などの業務を担っています。また、国立公園等の状況を把握するための巡回や、地域の方々との協働による登山道の補修、動植物の調査、自然解説などの業務も担っています。

日々の活動の様子はアクティブ・レンジャー日記をご覧ください。

URL <https://tohoku.env.go.jp/blog/>



事務所名	住所	電話
十和田八幡平国立公園管理事務所	〒018-5501 青森県十和田市大字奥瀬字十和田湖畔休屋486	0176-75-2728
盛岡管理官事務所	〒020-0023 岩手県盛岡市内丸7-25 盛岡合同庁舎1F	019-621-2501
鹿角管理官事務所	〒018-5201 秋田県鹿角市花輪字向畑123-4	0186-30-0330
三陸復興国立公園管理事務所	〒027-0001 岩手県宮古市日立浜町11-30	0193-62-3912
八戸管理官事務所	〒039-1166 青森県八戸市根城9-13-9 八戸合同庁舎地下1階	0178-73-5161
大船渡管理官事務所	〒022-0001 岩手県大船渡市末崎町字大浜221-117	0192-29-2759
石巻管理官事務所	〒986-0832 宮城県石巻市泉町4-1-9 石巻法務合同庁舎1F	0225-24-8217
西目屋自然保護官事務所	〒036-1411 青森県中津軽郡西目屋村大字田代字神田61-1	0172-85-2622
藤里自然保護官事務所	〒018-3201 秋田県山本郡藤里町藤琴字里栗63	0185-79-3001
名取自然保護官事務所	東北地方環境事務所内	022-722-2874
仙台自然保護官事務所	東北地方環境事務所内	022-722-2876
秋田自然保護官事務所	〒010-0951 秋田県秋田市山王7-1-4 秋田第二合同庁舎1F	018-867-8588
鳥海南麓自然保護官事務所	〒999-8207 山形県酒田市草津字湯ノ台71-1	0234-64-4682
裏磐梯自然保護官事務所	〒969-2701 福島県耶麻郡北塙原村大字檜原字剣ヶ峯1093	0241-32-2221
羽黒自然保護官事務所	〒997-0141 山形県鶴岡市羽黒町荒川字谷地堰39-4	0235-62-4777



この印刷物は、印刷用の紙へ  
リサイクルできます。

この印刷物は、グリーン購入法に基づく基本方針における「印刷」に係る判断の基準にしたがい、印刷用の紙へのリサイクルに適した材料【Aランク】のみを用いて作製しています。

表紙写真

左上：十和田八幡平国立公園 駒ヶ岳

右上：十和田八幡平国立公園 奥入瀬溪流

左中：磐梯朝日国立公園 以東岳

右中：三陸復興国立公園 浄土ヶ浜

左下：磐梯朝日国立公園 吾妻小富士

右下：三陸復興国立公園 みちのく潮風トレイル